

豊郷町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

{目次}

1:計画の趣旨・現状	P1
2:目標	P2
3:計画の期間	P2
4:実施する業務量管理・健康確保措置の内容	P3~P6
5:関連する取組、今後のフォローアップ	P6~P7

令和8年3月
豊郷町教育委員会

Ⅰ 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き生きと児童生徒の教育に専念できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてより良い教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

豊郷町教育行政基本目標で掲げる「夢を抱き たくましく 未来を創造する 心豊かな人」を目指す豊郷教育の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限に発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画が目指す「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教職員が「限られた時間の中で最大限の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

働き方改革を通じて、教職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

豊郷町教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、豊郷の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を期するものである。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 本町の現状

ア 本町では、過去には県教育委員会が示した、教職員の時間外在校等時間を月 45 時間以内、年間 360 時間と定め、超過勤務の縮減と子どもに向き合う時間の確保に取り組んできた。

イ これまでの取組として、校務支援システムの導入、校務支援員の配置等、様々な取組を行ってきた。

ウ こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

令和6年度の時間外在校等時間の状況

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	512時間	39.6%	7.9%
中学校	634時間	44.2%	15.1%

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1ヶ月時間外在校時間が45時間以下の割合を100%にする
- イ 1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる
- ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を65以下とする
- エ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合50%にする

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- ア 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・保護者、地域住民、スクールガードリーダーによる通学路の見守り活動を推進する。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する

③ 学校徴収金の徴収・管理

- ・すでに公会計化している学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する

④ 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応

- ・保護者に対して、相談窓口の周知徹底を図るとともに、学校が事案によっては弁護士等の専門家を活用できるように環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑤ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ必要に応じて情報アドバイザー等を活用する。
- ・業務のペーパーレス化を想定し、クラウド上で情報を共有できる環境を構築する。

⑥ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携を図りながら、情報アドバイザー及び事務職員が中心と

なっていくつ、地域の実情に応じ、民間事業者への委託を検討する。

⑦ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・職員による学校プールの管理については、教員以外の職員や民間事業者等への委託を検討する。
- ・体育館の地域開放施設の管理業務については、事務手続き等の電子化を推進し、負担軽減を促進する。

⑧ 校舎の施錠

- ・機械警備等で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

⑨ 校内清掃

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校職員等の輪番制等による負担軽減を促進する

⑩ 部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑪ 給食の時間における対応

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任が実施する。
- ・給食時における児童生徒の見回りについては、児童生徒の発達段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。

⑫ 授業準備

- ・授業準備や採点作業等を補助する教育支援員、校務支援員等を積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

⑬ 学習評価や成績処理

・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑭ 学校行事の準備・運営

・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教職員（事務職員含む）及び教育支援員、校務支援員等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託やその他の方法も検討する。

⑮ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師との協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあたっては、隣保館等への機能強化や学校ふれあい相談員等による効果的な支援を促進する。

(2) 学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で、1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間外での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化や服務管理などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下でのチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、60%にする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1カ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル(休憩時間)の確保に取り組む。
- ウ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて学校医等による助言・指導の保健指導を受けるように促す。
- オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促す。
- カ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、町で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を把握し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに

状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するように促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校評議員にも説明等しつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各区に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、上述の項目について協力を得られるよう取り組む。